

平成30年3月14日

発言者	発言要旨
高橋委員	繰越する事業概要についてはどうか。
健康長寿推進課長	繰越する施設については、特別養護老人ホーム2か所、養護老人ホーム1か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所となっており、工事としては、まず鶴岡市に特別養護老人ホームと養護老人ホームの合築が1件、山形市に特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護事業所の合築が1件の計2件となる。繰越しの理由としては、鶴岡市で進める事業においては、建設場所が軟弱地盤沈下対策として機械を搬入設置したところ、想定以上の沈み込みが判明し、機械の転倒事故防止のため地盤改良が必要となって工事の時期がずれたため、当初の工期日程で確保していた技術者が確保できず、その確保のため更に工期が遅れたものである。山形市で進める事業については、当初発注を予定していた大手素材メーカーで品質偽装が発生したため資材調達が困難となり、資材確保に不測の日数を要したためとなっている。
高橋委員	繰越事業はそもそも単年度事業で予定していたのか。
健康長寿推進課長	当初の予定は単年度としていた。
高橋委員	事業着手はいつ頃だったのか。
健康長寿推進課長	国の内示以降となるため8月以降であった。
高橋委員	冬期間の工事だと本県では雪の影響が大きくなるので、国の内示時期の事情もあるが、早めに事業に着手できる体制が必要だ。
平委員	工期の遅れの要因として、冬期間は除雪作業員に人手が取られ、技術者の確保が難しくなる。県土整備部と連携して技術者確保に取り組むことは可能か。
健康福祉部次長	技術者不足は深刻な問題として認識しており、県土整備部の営繕担当と十分情報共有を図りながら進めている。
金澤委員	施設整備事業の繰越しは毎年発生しているのか。
健康長寿推進課長	例年発生する状況である。
金澤委員	恒常的に発生するのであれば事業の仕組みを考える必要がある。
森田委員	それぞれの施設の開所時期はどうなるのか。

発 言 者	発 言 要 旨
健康長寿推進 課長	鶴岡市での事業は今年度末の引渡しを予定していたが、平成30年12月31日まで遅れる予定である。山形市も同様に今年度末の引渡しから30年6月25日となるので、開所時期もそれに合わせて遅れる予定である。